



議事日程 平成21年9月11日 午後1時開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第46号～議案第63号)

午後1時 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。本日は平成21年第3回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番松尾仁君及び4番漆原悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より9月17日までの7日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は7日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

議長（吉富 隆君）

日程第3．町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さんこんにちは。平成21年第3回上峰町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、御出席を賜りまして心から厚く御礼申し上げます。

さきの8月30日には衆議院総選挙がございました。議員各位におかれましても、それぞれ大変お疲れさまでございました。

また最近では、新型のインフルエンザが流行期に入ったということを言われております。学校内で集団発生が相次いでおりまして、学級閉鎖の学校もあるようでございますが、町内におきましても、学校で予防を徹底し、感染拡大に十分注意をしているところでございます。また、地域住民にも予防を促していきたいところであります。議会の皆様方も感染予防に努めていただきたいと思います。とっております。

それでは、各課順に行政報告をさせていただきます。

総務課。

交通安全の関係では、5月の地区別無事故競争において、上峰町が優勝いたしました。このことは、上峰町の交通安全指導員及び協会役員の地道な活動の成果と、町民各位の交通安全に対する意識のあらわれであると思っております。心から敬意を表するところであります。

また、6月13日には子ども自転車大会が上峰小学校において開催されました。上峰小学校の児童10名が参加をし、努力賞を得ました。

7月の夏の交通安全県民運動の際には、上峰町交通安全協会が自主的に安全運転啓発を展開して、飲酒運転の撲滅とシートベルト着用などを呼びかけいたしました。

防犯対策の関係では、一戸一灯運動も7年目を迎えましたが、ことしも586戸の加入をいただきました。地域の安全、子どもの安全・安心に向けて地域住民の皆さんの協力した取り組みが構築されてきたと感じております。また、各地域では街灯の設置要望も多くありますが、できるだけ対応して安全・安心の町づくりに一層努力していきたいと思っております。

選挙の関係では、8月30日に先ほど申しましたように衆議院総選挙が執行されました。暑い盛りの中での選挙でありましたので、選挙の投票・開票に従事していただいた皆様には御苦労も大変多かったと思っております。おかげさまで本町におきましては遺漏なく行われまして、感謝申し上げます。次第でございます。

消防防災関係では、8月2日に佐賀県消防操法大会が開催されましたが、本町消防団は訓練礼式の部で出場させていただきました。2カ月間にわたる練習の成果を十分発揮され、優秀な成果をおさめることができました。この間、議員の皆様方を初め多くの方々から激励を賜りましたことに改めて御礼を申し上げます。

また、前後しますけれども、7月26日には、集中豪雨に見舞われ、九州北部では甚大な災害が起き、また県内でも大きな災害がありました。本町においては大した災害もなく、安堵

したところでありました。

今後も局地的な豪雨に対処した河川や水路などの整備にも検討していかなければならないと感じているところでございます。

次に、企画課。

企画係では、都市公園（鎮西山）の下草伐採を緊急雇用事業で行うための現場説明会及び入札会を行いました。また、8月の大雨による土砂流出により、公園内側溝が埋まっているところがあり、それを取り除く作業を職員で行いました。

統計関係では、平成21年度経済センサスにおいて調査員、関係者、各事業所の協力により、町内232事業所を対象に調査を終えることができました。調査結果は、事業所の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎資料として活用されます。また、現在、平成22年度国勢調査、世界農林業センサスの調査に向けて、調査区設定作業の準備段階に入っております。

財政係では、決算統計資料を取りまとめ、県市町村課のヒアリングを受け、平成20年度の将来負担比率は191.4%、実質公債費比率（3カ年平均）は23.7と確定しております。普通交付税・地方特例交付金等及び臨時財政対策債発行可能額算出資料を作成し、同じくヒアリングを受けました。結果、平成21年度の普通交付税は707,473千円で、対前年度比109,499千円の増となりました。また、現在、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に関する取りまとめ作業を随時行っております。

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の事務局の業務として、7月に幹事会を開催し、協議会の会議で審議いただく内容について打ち合わせをいたしました。同月末に協議会の会議を上峰町役場会議室で開催し、平成20年度事業報告及び歳入歳出決算報告について承認をいただきました。また、緑地管理（除草・剪定等）事業8件の委託業務を発注するため、7月に現場説明会及び入札会を行いました。

次に、産業商工課ですが、本町の今年度の当初水稻生産目標数量は1,592トン、転作率にして約32%でしたが、県間調整申し出後の目標数量は1,487トン、転作率36.3%であり、面積換算にして156.3ヘクタールの転作予定となっております。7月29日水曜日から8月4日火曜日に第1回目の転作確認を終え、8月末に第2回転作確認（再確認）を実施いたしました。

また、8月8日土曜には、「上峰町サマーフェスタ2009」をサティ特設会場で開催し、町として後援をいたしました。町は舞台関係などを担当し、上峰太鼓、よさこい踊り、文化協会及び婦人会による盆踊り大会など、各団体の皆様にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。盛会のうちに終了することができました。本当にありがとうございました。

さらに8月30日日曜日にはプレミアム商品券を販売いたしましたところ、多数の方々においでいただきまして、まことにありがとうございました。町商工会の活性化に今後役立つものと思っております。

次に、税務課でございます。

平成21年度の町税の調定額は、昨年後半からの金融危機や景気の低迷により、税収の減収は避けられない見通しで、7月末現在、全体としては前年度同期と比較して26,185千円減の1,202,619千円となっております。

個人住民税については395,513千円で、前年度同期と比較して5,495千円の微増となっておりますが、交付金等の一部農業所得の増加が起因しているものと思っております。

法人住民税は33,682千円で、前年度同期に比して14,652千円の減で、景気低迷による企業の業績悪化の傾向が申告状況を見ましても顕著にあらわれてきております。先般、町内大手企業の確定申告で15,463千円の還付が発生し、予算をお願いしたところでありますけれども、今年度も大幅の減収が予想されますので、今後、法人の申告状況を注視していきたいと思っております。

固定資産税についても731,273千円で、前年度同期と比較いたしますと16,116千円の減額となっております。宅地造成及び新築住宅の伸び等もありますが、反面、評価がえの年であったことによる減額と考えられます。

軽自動車の調定額は20,226千円で、前年度同期に比して694千円の微増となっておりますが、入湯税並びにたばこ税につきましては、ここ数年減少傾向にあり、減収の見込みであります。

徴収関係については、今年度、佐賀県滞納整理推進機構が発足し、1名職員を派遣しておりますが、町・県民税ほか固定資産税などの町税等も対象に、滞納者の徴収引き継ぎを行いました。6月に77人、滞納額にしまして11,532千円、8月に追加で16人、滞納額2,359千円に対して、現在、特別対策室と協議しながらの徴収を行っております。7月末現在で納付額1,597千円、納付約束額を含めると合計3,714千円の実績を見ており、見込み徴収額は32.2%となっております。

差し押さえ等についても、現在2件（不動産・年金）の手続を行っており、悪質な滞納者については今後とも毅然とした態度で臨みたいと思っております。

最後に、鳥栖広域として平成22年度からコンビニ収納を導入する方向で、関係市町と収納の利便性向上に向けての協議を重ねておりまして、年明けには納税者への広報等も必要になってくると思います。

次に、住民課でございます。

まず、窓口係ですが、7月末現在の人口は9,375人、昨年と比較しますと7人の増、世帯数では3,135世帯で18世帯の増となっております。人口・世帯数ともに増加傾向にあります。

パスポートの交付申請についても権限移譲されて約2年を経過しましたが、当初懸念されていた虚偽の申請等もなく順調に事務処理を進めております。

今後も、個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、適切な事務処理を行ってまいります。

次に、住民係でございます。

国の経済対策である定額給付金については、7月末現在、世帯ベースで96.9%、金額ベースで98.5%の割合で給付を行っております。今後は、10月8日の木曜日の申請期限に向け、いまだ申請を行っていない世帯に対し、再度、制度の周知を行い、申請漏れがないよう努めてまいります。

子育て応援特別手当については、7月末現在、給付対象者すべてに給付を行っております。

保育業務について、7月末現在、198名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。

国民年金事務については、社会保険事務所と連携して、記録の確認及び相談業務を引き続き行います。また、広報紙を活用した制度の周知に努めてまいります。

続いて、環境係でございますが、環境衛生につきましては、7月28日から31日までの4日間で、町内全地区を環境美化推進委員である区長さん、地区の役員の皆さんと職員で環境パトロールを実施いたしました。パトロール内に確認されました不法投棄（冷蔵庫、テレビ等の家電類、タイヤ、ガラス）及び放置自転車を回収いたしました。

また、8月の第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定め、今年度は8月2日に区長さんを中心に、各地区において清掃活動を実施していただきました。空き缶、空き瓶、ペットボトル等ごみの収量数は3,255キログラムでございました。

次に、健康増進課でございます。

医療制度改革に伴い、75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度が20年4月1日に施行され、当初、保険料は年金からの特別徴収のみで始まりましたが、制度の円滑な運営を図るため、高齢者の置かれている状況に配慮して、年金からの特別徴収が口座振替を要件なしに被保険者が自由に選べる完全選択制が導入されました。また、所得の低い方への配慮として、均等割が7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入800千円以下（ほかの所得がない）の世帯については9割軽減、そして所得割を負担する方のうち、所得の低い方（年金収入1,530千円から2,110千円までの被保険者）については、所得割額を5割軽減する措置が講じられました。被保険者証の更新が8月1日でしたので、7月22日から27日に被保険者証の窓口交付を行い、制度の周知徹底に努めました。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた40歳から74歳の国保加入者を対象とした特定健康診査と、介護保険法に基づいた65歳以上の生活機能評価（介護予防健診）及び各種がん検診を7月1日から7月4日まで中学校体育館で実施いたしました。特定健康診査受診者520人につきまして、健診結果に基づき8月19日から23日に保健師、栄養士による保健指導を行い、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの状態にある人や予備軍とな

っている人には、今後3カ月以上にわたって生活習慣改善のための特定保健指導を行います。

生活機能評価においては、介護予防が必要な方に対し特定高齢者施策を実施し、国民健康保険、介護保険の両面から医療費と介護費用の抑制のために予防事業を展開いたしております。

新型インフルエンザ関係につきましては、8月の患者発生動向からインフルエンザが流行シーズンに入ったと考えられており、感染者の拡大が懸念されております。町では、感染予防策として石けんによる手洗い、うがい、症状が出た方にはマスクを着用し、せきエチケットの励行、外出の自粛、重症化しやすい心疾患、腎疾患、糖尿病などの基礎疾患のある方や乳幼児、妊婦への注意喚起及び食料品、日用品等の備蓄を、全戸配布のチラシ及び広報紙等により呼びかけております。

続いて、福祉課でございます。

今年度からほかの業務に先駆けて福祉関係電算業務のアウトソーシングがスタートいたしました。医療受給者証の交付や医療費の支払いなど、特に大きなふぐあもなく行っております。障害者福祉については、身体、知的、精神の3障害について業務を行っております。自立支援医療助成、身障者手帳交付及び重度心身障害者医療助成など徐々に対象者が増加しております。

障害者自立支援法に基づく更新手続を毎年7月に行っております。今回、障害福祉サービスについては36名、更生医療については18名の決定を行ったところでございます。

重度心身障害者医療費受給資格証については、毎年8月に更新手続を行い、167名の助成対象者に交付いたしました。

また、10月1日からは福祉タクシーがスタートいたしますので、現在準備中で、遺漏のないようにするとともに、障害をお持ちの方の立場に立って福祉行政に取り組んでまいり所存でございます。

高齢者福祉については、消防法施行令が改正され、平成21年4月1日から施行されるに伴い、グループホーム、これは275平米以上1,000平米未満についてもスプリンクラーの設置が必要となり、全額、国庫金で取り組むこととなりました。今年度はグループホーム野菊に補助し、来年度は2カ所の要望が出ております。

介護保険関係では、第4期介護保険計画がスタートし、介護保険の申請も増加しております。また、ことし11月にはアウトソーシングがスタートし、新システムも導入されます。今後とも介護保険課と連携をとりながら事業を実施していきたいと思っております。

続いて、建設課でございます。

平成20年度繰り越し分の地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、町道の舗装補修工事及び台帳補正業務を上げており、町道舗装補修工事については6月末をもって完了し、町道台帳補正業務委託は7月8日付で発注を行いました。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の河川・用悪水路の整備及び緊急雇用創出基金事業の町道雑草等伐採業務委託についても発注を行いました。

このたびの7月24日から26日の梅雨前線豪雨において、切通川の井手口、下津毛地区で越水及び一部決壊がありました。また、下津毛、鳥越地区においては、水路及び河川から越水した水による宅内への流入を防ぐために土俵積みを行いました。

この梅雨前線豪雨での公共災害2カ所と農林災害1カ所の合わせて18,000千円で被害報告をいたしました。これにつきましては、国のほうに災害復旧事業の申請を行っております。

続いて、教育課でございます。

長い夏休み、事故や、特にことしは世界的な広がりを見せている新型インフルエンザの感染者が全国的にも広がり、県内においても感染者が確認される中、心配された当小・中学校の児童・生徒への感染はなく、9月1日に何事もなく2学期がスタートいたしました。

本年4月10日に決定された経済危機対策により、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金制度が創設され、7月臨時議会において、教育関係は115,310千円の予算措置をお願いいたしました。

このことを受け、学校ICT環境整備事業（小・中学校パソコン、テレビ等整備事業）、また安心安全な学校づくり交付金事業（耐震関連事業等）の裏負担分も当交付金で措置されることになり、学校ICT環境整備事業、補助金対象として12,651千円、内示額6,339千円、安心安全な学校づくり交付金事業、全体工事費が92,242千円、内示額46,581千円の補助金並びに交付金の内定を受けているところでございます。このことにより、今後、随時予算の執行を図っていきたいと思っております。

また、20年度地域活性化・生活対策臨時交付金の20年度繰り越し事業（給食食器導入事業等6,351千円）については、8月までに給食食器導入事業2,841千円、小学校、机・いす・A E D整備事業1,009千円、中学校、机・いす・A E D整備事業1,131千円の予算執行を行い、繰り越し事業としては11月に予定している日韓交流事業を現在、驪州郡と打ち合わせながら準備をしているところでございます。

続きまして、生涯学習課でございますが、まず生涯学習係ですが、7月5日日曜日に三養基郡子どもクラブスーパーキックベースボール大会が基山町運動公園において開催され、本町代表として三上子どもクラブが2チーム出場しましたが、惜しくもパート予選で敗退いたしました。

7月7日から10日までの4日間、青少年育成地区懇談会を各分館で実施いたしました。小学校、中学校、PTA、青少年育成町民会議の各役員の皆様が出席し、「子どもを地域で守り育てる。あいさつ・声かけからはじめよう」をテーマに、いろいろな意見が出されました。実施に当たりましては、各区長さん、分館長さんなどの御協力により多数の町民の方々が参加していただき、厚く御礼を申し上げます。

8月8日から10日の2泊3日で、青少年育成サマーキャンプを大分県九重青少年の家キャンプ場において実施しました。参加者は、小学4年生から中学1年生合わせて54名の参加がありました。炊飯作業やプラネタリウム、キャンドルの集い等の野外活動を実施し、貴重な体験学習であったと思っております。実施に当たっては、多数の指導者の皆様方の御協力により無事終了することができましたことに厚く御礼を申し上げます。

放課後子どもプランを6月6日から7教室、これは囲碁、書道、和太鼓、アンサンブル、ゲートボール、ソフトテニス、みんなの広場がありますが、7教室を開催いたしております。

また、公民館高齢者教室と女性セミナーを6月24日水曜からスタートし、2回目が終了したところでございます。これからも多数参加していただけるよう努めてまいります。

続いて、生涯スポーツ係であります。7月18日より8月30日までの期間、町民プールをオープンし、多くの子どもたちが利用してくれました。

体育協会と体育指導委員会で地域総合型スポーツクラブ設立準備委員会（ふれあい友遊2009上峰）のスポーツ教室を6月、7月、8月の3カ月間を前期として開催し、現在、10月から後期の開催に向けて準備を進めているところでございます。

本町の最大のイベント事業である町民体力づくり体育大会を10月11日日曜に計画しておりますが、本番に向けて各分館との打ち合わせや各団体との会議等を進めているところでございます。

上峰小学校夜間照明施設につきましては、現在、劣化調査を行っているところでございます。

続きまして、文化課でございます。

文化財関係では、太古木の保存対策事業の一環として、八藤丘陵の地下水調査の事業に着手いたしました。この事業は、平成21、22年度の国庫補助事業として実施するもので、太古木文化財保存地区内の現在の地下水の状況を把握することにより、現在、埋め戻して保存を行っている埋没樹木が、現状のままで今後、当面の間、保存可能かどうかを確認するものです。9月4日に専門家で組織した保存対策委員会を開催し、その指導のもと、実際の地下水調査を11月から開始する予定です。

図書館関係では、毎年、夏休み期間中に小学生を対象に実施しております「さまーすくーる」を本年も開催いたしました。身の回りのものを使った工作教室、らくがんづくりや、そば打ち体験、放送局やガラス工場見学など8教室を開催し、延べ198名の子どもたちが参加いたしました。各教室に参加した子どもたちにとって、一つ一つの教室は短い時間ですが、日ごろの生活の中では得ることができない貴重な体験となったようでございます。

続きまして、子ども安全課でございます。

防犯パトロール広報を通じて、あいさつ運動の展開と地域コミュニケーション並びに個々の事案の連携体制を深め、町民全体に安全意識の徹底を図って、子どもの安全と地域防犯の

啓蒙・啓発を促す青色回転灯車による町内パトロールは、保護司やボランティア各位の協力を得ながら、主要施設を立ち寄ったパトロールを行うとともに、学童の夏休み期間中の地域防犯の主要行動の一つとして、青少年健全育成推進員、そして少年補導員、小・中学校関係者、駐在所警察官及び行政職員まで含めた夜間防犯及び青少年育成巡回指導を町内の公園、学校施設並びに商業施設を重点に、徘徊青少年や地域防犯の一助となるべく巡回指導を実施いたしました。

また、夏季に実施している留守家庭健全育成事業については、男子39名、女子32名の計71名の児童を受け入れ、遊び塾や映画鑑賞などで夏休みを元気に過ごすことができました。

近隣市町においては、子どもに係る各危機事象が発生しており、幸いにして本町においては防犯意識が高く、未然に防げているものと思っており、今後とも防犯の一助となるべく、その行動を継続していきたいと存じております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

これで町長の行政報告は終わりました。

#### 日程第4 諸般の報告

議長（吉富 隆君）

日程第4 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率についての報告をお願いします。

企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。

それでは、私のほうから町の健全化の判断比率について御報告を申し上げたいと思います。

その前に1字訂正がございますので、お手元のほうに配付をされておるとお思います報告書をごらんいただきたいというふうに思います。

報告書を1枚めくっていただきまして、下のほうにページ数を打っております。1ページの下の方でございますが、参考 比率の概要というふうに表をつくっております。その3番目、実質公債費比率、この実質公債費比率の概要のところでございますが、若干読み上げますが、「町の一般会計等の支出お」と書いてありますが、「支出の」でございます。「お」を訂正していただきまして「の」に「支出のうち」でございますので、まずおわびを申し上げて、訂正方よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、平成20年度上峰町財政健全化判断比率について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月より施行をされております。これは、これまでの地方財政再建促進特別措置法では、財政の悪化状況を早期に的確に把握できなかったという点を反省材料に抜本的に見直されたものでございます。

新しい財政健全化法第3条第1項では、財政状況を見きわめる健全化判断指標といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を用い、財政健全化基準、財政再生基準を設定いたしまして、自治体財政の監視が強化されているところでございます。

本年度からは、4つの指標のうち1つでも財政健全化基準を超えれば早期健全化団体として財政健全化計画を作成し、議会の議決を経まして財政の健全化に取り組まなければならないというふうにされているところでございます。

それでは、お手元に配付しております平成20年度決算に基づく健全化判断比率報告書をごらんいただきたいと思います。

なお、この件に関しましては、8月6日と24日に関係書類を監査委員の審査に付し、9月4日付で意見書をいただいております。報告書の最後のほうに添付をいたしております。

それでは、まず実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。

実質赤字とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した繰上充用額と、実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた支払繰延額、そして実質上歳入不足のため事業を繰り越した事業繰越額を言うわけでございますが、一般会計及び土地取得特別会計につきましては、20年度決算は赤字ではございませんので、該当しないところであります。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計及び土地取得特別会計と国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者特別会計、下水道特別会計、工業用地特別会計を合わせたものでございます。これも20年度決算は赤字ではございませんので、該当しないところでございます。

続きまして、実質公債費比率についてでございます。23.7%となっております。これは普通会計と公営事業会計のほか、一部事務組合、広域連合まで含めた公債費の標準財政規模に対する比率をあらわした数字であり、3カ年の平均値でございます。一般に18%以上になりますと、地方債の発行に国の許可が必要になり、25%になりますと、一般事業等の起債が制限されるというものでございます。

続きまして、将来負担比率についてでございます。先ほどのものにさらに公社まで含めたものになるわけでございます。普通会計と公営事業会計、それに一部事務組合・広域連合に三養基西部土地開発公社を含めたものでございます。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたもので、191.4%という数字になっております。

なお、早期健全化基準、財政再生基準につきましては、表にお示しをしておるとおりでございます。

以上で平成20年度上峰町財政健全化判断比率につきましての御報告を終わります。

議長（吉富 隆君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第5 . 議案の一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の一括上程、提案理由の概要説明をさせていただきます。

議案第46号

平成21年度上峰町一般会計補正予算書（第3号）

平成21年度上峰町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,265,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年9月11日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は、担当課長より説明をいたします。

議案第47号

平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ928,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月11日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は、あわせて担当課長より説明をいたします。

議案第48号

平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算書（第2号）

平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月11日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は、担当課長より説明いたします。

議案第49号

平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）

平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月11日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

詳細は、担当課長より説明いたします。

続きまして、

議案第50号

平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算書（第1号）

平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月11日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

これも詳細は担当課長より説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第51号

##### 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第2号）

平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月11日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

これもあわせて詳細は、担当課長より説明いたします。

議案第52号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

この改正の主な内容は、1、個人住民税の住宅ローン特別控除の創設、2、土地の長期譲渡所得に係る特別控除額の引き上げであります。詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

平成21年9月11日提出、上峰町長武廣勇平。

続いて、議案第53号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正は、国の保育料の徴収基準の改正に伴う改正でありまして、第3子以降の児童の保育料を無料にする改正内容でございます。

平成21年4月1日から適用になります。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

平成21年9月11日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第54号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

この改正内容は、地方税法の一部の改正に伴って条文の追加等を行うものです。また、緊急の少子化対策として、出産一時金の支給額を390千円に引き上げる内容でございます。

施行日は、平成21年10月1日であります。

詳細は、担当課長から説明をいたします。

平成21年9月11日提出、上峰町長武廣勇平。

続いて、

#### 議案第55号

##### 平成20年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続いて、

#### 議案第56号

##### 平成20年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

続いて、

#### 議案第57号

##### 平成20年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

#### 議案第58号

##### 平成20年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第59号

平成20年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

議案第60号

平成20年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続いて、

議案第61号

平成20年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成21年9月11日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

議案第62号

上峰町教育委員会委員の選任同意について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所368番地 2

氏 名 中山 礼子

生年月日 昭和39年 9月12日

平成21年 9月11日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

議案第63号

上峰町教育委員会委員の選任同意について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2225番地の 1

氏 名 矢動丸 壽之

生年月日 昭和20年 2月22日

平成21年 9月11日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、補正予算関係 6 件、条例改正関係 3 件、決算認定関係 7 件、教育委員の選任同意 2 件、合わせて18件の一括上程をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より18議案一括上程されました。

補足説明を求めます。

企画課長（北島 徹君）

それでは、私のほうから議案第46号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第3号）、それと議案第50号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げていきたいというふうに思います。

まず、補正予算書（第3号）の上から3枚目、右下のページ2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正のところでございます。

まず、歳入でございます。款の1．町税、減額の75,510千円、計の1,256,612千円。

款の8．地方特例交付金、補正額、減額の893千円、計の15,363千円。

款の9．地方交付税87,823千円の増で、計767,473千円。

款の11．分担金及び負担金、補正額678千円の増で、計52,029千円。

款の13．国庫支出金、補正額22,637千円、計で331,654千円。

款の15．補正額8,175千円の増で、計161,918千円。

款の17．寄附金、補正額10千円、計12千円。

款の18．繰入金、補正額1,099千円、計51,831千円。

款の19．繰越金、補正額22,408千円、計で72,408千円。

1枚めくっていただきまして、3ページでございます。

款の20．諸収入、補正額7,309千円、計で64,526千円。

款の21．町債、補正額、減額の131千円、計で267,743千円。

歳入合計、補正額73,605千円、計で3,265,628千円となっております。

続きまして、次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

款の2．総務費、補正額12,249千円、計で386,586千円。

款の3．民生費、補正額18,652千円、計で705,579千円。

款の4．衛生費、補正額1,674千円、計で509,625千円。

款の6．農林水産業費、補正額27,182千円、計で347,393千円。

款の8．土木費、補正額15,218千円、計の83,605千円。

款の9．消防費、補正額、減額の352千円、計で132,615千円。

款の10．教育費、補正額、減額の1,018千円、計の468,279千円。

次のページをお願いいたします。5ページでございます。

歳出合計、補正額73,605千円、計の3,265,628千円となっております。

続きまして、次のページ、6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

臨時財政対策債の限度額を変更いたしております。右のほうに、表の中で起債の目的、次、補正前、補正後とございます。この補正前、補正後の中で変更しておりますのは、この限度額のみでございます。県の承認額の決定によりまして、補正前の限度額210,374千円を補正後、限度額210,243千円ということで、131千円減額をいたしているところでございます。

続きまして、次の説明書のほうの3ページをお開きをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

一番上のところですが、款の1．町税、項の1．町民税、目の2．法人、節の1．現年課税、減額の90,000千円、法人住民税につきましては、均等割課税の法人数を195、法人税割課税の法人数を80と見込み直しております。さらに、平成20年度及び現在までの状況を含めて再検討いたしまして、当初151,258千円でございますが、年間の現年課税額を61,258千円と見込み直しまして、今回90,000千円を減額するものでございます。

次、下のほうでございます。項の2．固定資産税、目の1．固定資産税、節の1．現年課税14,490千円、固定資産税につきましては、家屋に対する課税の際に国から指示をされます補正率をマイナスで当初のほうを予測しておりましたが、実際にはプラスの補正率が指示されました。これにより7,329千円の増となっております。

次に、償却資産に対する課税でございますが、これにつきましては景気動向等を考慮し、落ち込みが大きいだらうと予測しておりましたが、実際には落ち込みが小さかったということで6,822千円の増といたしております。

次に、次のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

款の9．地方交付税、項の1．地方交付税、目の1．地方交付税、節の1．普通交付税87,823千円、これにつきましては、普通交付税額の確定によるものでございます。

下のほうの款の13．国庫支出金、項の2．国庫補助金、目の1．土木費国庫補助金、節の3．土木費補助金4,500千円、これは従来の事後的な修繕及びかけかえということから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと円滑な転換を図るための長寿命化修繕計画策定事業に対する補助金でございます。策定に要する費用の2分の1が国庫から補助されるものでございます。

続きまして、その下でございますが、目の4．総務費国庫補助金、節の3．総務費補助金4,000千円、これにつきましては、先ほどの長寿命化修繕計画策定事業の本町負担分に公共投資臨時交付金を充当するものでございます。これによりまして、本町の一般財源の持ち出しというものは500千円ということになってまいります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページの一番上ですが、款の13．国庫支出金、項の2．国庫補助金、目の5．民生費国庫補助金、節の2．児童福祉費補助金12,782千円、子育て応援特別手当は平成21年4月に決定されました経済危機対策の一環として、子供が多い世帯の幼児教育費の負担に配慮する観点から支給される手当でございますが、その手当と事務費といたしまして必要額の10分の10が国庫から補助されるというものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページの一番上ですが、款の15．県支出金、項の2．県補助金、目の6．労働費県補助金、節の1．労働費補助金4,211千円、雇用情勢が厳しい状況にある中で雇用就業機会を創出するため、佐賀県に対して国から交付金が交付されまして、これに基づく基金が創設をされております。基金を財源として民間企業等に事業委託するということにより、雇用の受け皿を確保するというものでございます。既に本年度の一般会計補正予算（第1号）に計上いたしておりますが、今回は追加分でございます。米倉文庫蔵書目録整備事業と町税等収納強化対策事業の2事業を計画いたしております。

次に7ページ、真ん中ですが、款の19．繰越金、項の1．繰越金、目の1．繰越金、節の

1 . 繰越金22,408千円、これは平成20年度からの繰越額の確定によるものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

款の20 . 諸収入、項の4 . 雑入、目の2 . 雑入、節の1 . 雑入7,324千円でございますが、このうち右のほう、説明の3段目ですが、前年度介護保険負担金精算金として6,280千円、これは平成20年度鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険負担額の確定によるものでございます。

次に、歳出のほうでございます。9ページをお願いいたします。

款の2 . 総務費、項の1 . 総務管理費、目の1 . 一般管理費、節の2 . 給料、減額の3,764千円、これにつきましては、特別職給料の2,004千円の減額というものは、副町長の5月から8月分でございます。また、一般職給料の1,760千円の減額と申し上げますのは、退職者1名の9月から3月分ということでございます。

続きまして、同じ表の下のほう、目の8 . 財政調整基金費、節の25 . 積立金15,168千円、これにつきましては財政調整基金へ積み立てるものでございまして、これによりまして財政調整基金の額は34,184千円となっております。

続きまして、少し飛びまして13ページをお開きをお願いいたします。

13ページ、款の3 . 民生費、項の2 . 児童福祉費、目の6 . 子育て応援特別手当給付事業費、節の19 . 負担金、補助及び交付金11,520千円、これは子育て応援手当36千円を320名の方に支給するというものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款の6 . 農林水産業費、項の1 . 農業費、目の12 . 地域整備事業費、節の28 . 繰出金27,040千円でございます。これにつきましては、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

款の8 . 土木費、項の2 . 道路橋梁費、目の2 . 道路維持費、節の13 . 委託料8,451千円でございます。これは、長寿命化修繕計画策定事業としまして、計画策定業務を業者のほうに委託するための予算でございます。

次、その下、節の15 . 工事請負費5,000千円、これは町道の側溝改良工事に3,000千円、町道の維持補修工事に2,000千円を予定いたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページ、款の10、項の5、目の3 . 文化財保護費、節の13 . 委託料3,457千円、佐賀県緊急雇用創出基金事業といたしまして、米倉文庫の蔵書目録整備事業を業者に委託するものでございます。

以上、平成21年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号 平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算書（第1号）をお

願いいたします。

ページの上から3枚目、右下ページ2をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の3．繰越金、補正額1,493千円、計の1,494千円。

歳入合計、補正額1,493千円、計の1,507千円。

次ページ、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款の2．予備費、補正額1,493千円、計の1,494千円。

歳出合計、補正額1,493千円、計の1,507千円となっております。

続きまして、説明書の3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入のところでございます。ここに繰越金1,493千円と計上しております。平成20年度の決算が終了いたしましたので、それに伴いまして1,493千円が繰り越されたということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出、款2．予備費、項の1．予備費ということで、先ほどの繰越金を全額そのまま予備費のほうに計上をいたしております。

これをもちまして平成21年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

健康増進課長（江口正光君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第47号、議案第48号、議案第49号及び議案第54号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第47号 平成21年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）について説明させていただきます。

3枚目、右下の2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正分でございますが、款ごとの補正の額と合計の額を読み上げて説明させていただきます。

歳入の款4．国庫支出金7,505千円補正いたしまして199,297千円。

款7．県支出金320千円を補正しまして37,744千円。

款10．繰入金760千円を補正しまして30,986千円。

款11．繰越金68,737千円の補正で98,738千円。

歳入合計は、77,322千円の追加補正で928,142千円でございます。

次に、3ページをお願いします。歳出の関係でございます。

款 2 の保険給付費1,462千円を補正しまして587,131千円。

款 3 . 後期高齢者支援金等141千円を補正しまして84,994千円。

款 6 . 介護納付金、補正額ゼロ円で30,074千円でございます。

款11 . 諸支出金13,413千円を補正しまして14,615千円。

款12 . 予備費62,306千円を補正しまして98,822千円。

歳出合計は、77,322千円の追加補正で928,142千円でございます。

続きまして、事項別明細書により、主な補正分を説明させていただきます。

4枚めくってもらって、右下3ページをお願いします。

歳入の款 4 . 国庫支出金、目 1 の療養給付費等負担金、節 2 の過年度分7,017千円の補正につきましては、平成20年度の額の精算によるもので、20年度療養給付費の追加交付が決定されたものでございます。

4ページをお願いします。

款10 . 繰入金、目 1 . 一般会計繰入金760千円の補正につきましては、出産育児一時金の関係で、当初10件の出産予定をしておりましたけれども、母子手帳の交付申請により3件の増加が見込まれるための補正でございます。

款11 . 繰越金、目 2 . その他繰越金68,737千円の補正につきましては、20年度分の繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。歳出関係でございます。

款 2 の保険給付費、目 1 の出産育児一時金1,460千円の増額補正につきましては、当初10件の出産予定をしておりましたけれども、母子手帳の交付申請によりまして3件の増加が見込まれております。また、今議会に上程の国民健康保険条例の一部を改正する条例中、出産一時金を350千円とあるのを390千円とするに改正をお願いしております。10月1日以降に8件の出産予定が見込まれますので、不足予定額を補正するものでございます。

6ページをお願いします。

款の11 . 諸支出金、項 1 . 償還金及び還付加算金、目 2 . 償還金12,843千円の補正につきましては、20年度の額の精算により退職被保険者等療養給付費交付金を返納するものでございます。

7ページをお願いします。

款12 . 予備費、目 1 の予備費として62,306千円の補正を計上しております。

続きまして、議案第48号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算書（第2号）についての説明をいたします。

今回の補正予算は、交通事故に係る第三者納付金が7月21日に入金3,707,640円されたことに伴う補正と、前年度の繰越金の確定による支払基金交付金、国庫及び県費負担金並びに一般会計繰出金の精算交付、精算返還に伴う補正の2つから成っております。

まず、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入の分ですけれども、款ごとの補正の額と合計の額を読み上げて説明させていただきます。

歳入の款1．支払基金交付金、1千円減額しまして1,679千円。

款2．国庫支出金、820千円増額しまして1,933千円。

款3．県支出金、91千円増額しまして369千円。

款5．繰越金、118千円増額しまして119千円。

款6．諸収入、3,207千円増額いたしまして3,713千円。

歳入合計は4,235千円の追加補正で8,421千円でございます。

次に、3ページの歳出関係をお願いします。

款2．医療諸費、補正額ゼロ円で3,950千円。

款4．諸支出金、1,034千円を増額しまして1,038千円。

款5．予備費、3,202千円を増額しまして3,366千円。

款6．前年度繰上充用金、1千円減額しましてゼロ円。

歳出合計は、4,235千円の補正で8,421千円でございます。

続きまして、4枚めくってもらって、右下3ページをお願いします。

歳入の款2．国庫支出金、項1．国庫負担金、目1．医療費負担金820千円の補正につきましては、20年度精算により受け入れ不足となっており、追加交付されるものでございます。

4ページをお願いします。

款6の諸収入、項3の雑入、目2の第三者納付金3,207千円の補正につきましては、交通事故に伴う第三者納付金、先ほど申し上げましたように3,707,640円の入金がありまして、当初予算を500千円計上しておりましたので、その差額を補正するものでございます。

次に、議案第49号 平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）についての説明をいたします。

今回の補正予算は、平成20年度決算による精算のための補正と、出納閉鎖に伴う保険料の還付金が主なものとなっております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入の分でございますけれども、これも款ごとの補正の額と合計の額を読み上げて説明させていただきます。

歳入、款の4．繰越金、339千円を補正しまして340千円。

款5．諸収入、28千円を補正しまして292千円。

歳入合計は、367千円を補正しまして85,187千円でございます。

次に、3ページをお願いします。歳出関係でございます。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金26千円を補正しまして83,422千円。

款４．諸支出金、343千円を補正しまして345千円。

款５．予備費、２千円減額しまして148千円。

歳出合計は、367千円を補正しまして85,187千円でございます。

続きまして、４枚めくって右下３ページをお願いします。

歳入、款４の繰越金、目１．繰越金339千円の補正につきましては、平成20年度決算による額の確定によるものでございます。

４ページをお願いします。

款２．後期高齢者医療広域連合納付金、目１．後期高齢者医療広域連合納付金26千円につきましては、出納閉鎖期間中の保険料徴収分を広域連合に納付するものでございます。

款の４の諸支出金、項の２の繰出金、目の１の一般会計繰出金314千円につきましては、平成20年度分の精算によりまして事務費に不用額が生じたためでございます。

続きまして、議案第54号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元に配付の新旧対照表をもって説明したいと思いますので、お出してください。

この議案は、地方税法の一部改正がなされたことに伴い、国民健康保険税に係る課税の特例の改正を行う必要があるため、また国の緊急少子化対策により出産育児一時金の見直しのため、上峰町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の主なものを新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

１枚目の附則第６項とあります。（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）につきましては、地方税法附則の改正により新たに創設されたものでございます。

上場株式等に係る配当所得は、原則、総合課税の対象とされておりますけれども、今回の改正によりまして、平成21年１月１日から平成23年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等につきましては、申告分離課税を選択することによって、従来の申告分離課税の税率５％が３％に軽減されます。これが適用されることになりました。このため、分離課税になる所得を国民健康保険課税所得である総合所得金額及び山林所得金額に加える必要があるための規定でございます。

なお、これは確定申告をしない源泉徴収は軽減の対象が適用されません。

２ページをお願いします。

附則の第７項でございます。（長期譲渡所得に係る保険税の算定の特例）につきましては、租税特別措置法の条文の追加が反映したものでございます。個人が平成21年１月１日から平成22年12月31日までの間に取得した土地などを、その年の１月１日において所有期間が５年を超えるものを譲渡した場合、譲渡所得の金額が10,000千円を控除する特別規定が設けられました。このため、他の譲渡所得の特別控除同様、国民健康保険税の課税においても特別控除を適用するための改正でございます。

同じく2ページの第8項ですけれども、（短期譲渡所得に係る保険税の算定の特例）につきましても7項同項、控除後の金額となっているため、読みかえ規定の条文の整理でございます。

同じく2ページの附則第10項関係ですけれども、（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）につきましては、地方税法附則の追加によりまして、上場株式等に係る配当所得では総合課税において譲渡損失の損益通算ができませんけれども、申告分離課税を選択することによりまして損益通算ができることとなります。

4ページをお願いします。

一番下の附則第20項関係でございます。（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）につきましては、緊急の少子化対策のため、出産育児一時金の見直しが行われ、被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について、「35万円」から「39万円」に引き上げるものでございます。

その他の改正につきましては、今回の本則、附則の改正に伴う項番号、並びに文言の整理でございます。

施行期日につきましては、議案第54号の2枚目に掲げておりますように、ちょっとばらけております。54号の2枚目を出してもらいたいと思います。

施行期日につきましては、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとあります。

(1)附則第6項の改正規定（「第35条第1項」の次に、「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）、附則第7項の改正規定（同項を附則第8項とする部分を除く。）の部分につきましては、平成22年4月1日適用でございます。

(2)附則第11項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。）につきましては、平成23年1月1日施行でございます。

3号の附則第20項の改正規定は、平成21年10月1日から施行するものでございます。

以上4議案、よろしく御審議方をお願いし、補足説明を終わらせてまいります。どうもありがとうございました。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

建設課長（江崎文男君）

皆様こんにちは。私のほうからは、議案第51号につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案第51号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の2ページ目をお開きください。

歳入の部でございます。款の5 . 繰入金、補正額27,040千円、計の286,266千円でございます。

款の6の繰越金、補正額11,400千円、計の11,401千円でございます。

歳入合計といたしまして、補正額38,440千円、計の559,965千円でございます。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。歳出の部でございます。

款の1 . 総務費、補正額35,425千円、計の171,479千円。

款の3 . 公債費、補正額、減額の319千円、計の375,602千円。

款の4 . 予備費、補正額3,334千円、計の4,034千円。

歳出合計でございます。補正額38,440千円、計の559,965千円でございます。

続きまして、補正予算に関する説明ということで、説明書の3ページ目をお願いいたします。

歳入の部でございます。2の歳入、款の5の繰入金、項の1の繰入金、目の1の一般会計繰入金、補正額といたしまして27,040千円でございます。この一般会計からの繰入金としては、平成14年、それと平成15年度に減債基金からの繰り出しの分を一般会計から繰り戻ししてもらう分の補正額でございます。

続きまして、款の6の繰越金、項の1の繰越金、目の繰越金、補正額といたしましては11,400千円でございます。繰越金につきましては、平成20年度からの繰り越しということで計上しております。

続きまして、次のページの4ページでございます。

歳出の部です。款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費でございます。節の11の需用費、6の修繕費でございますけれども、前牟田地区の真空弁のオーバーホール、これにつきましては毎年計画的にやっている分でございます。それと緊急時のための修繕費ということで、今回2,400千円補正をいたしております。

同じく節の12の役務費でございます。役務費の中の汚泥くみ取り料、これにつきましては今年度の予定量が確定しましたので、一応ここに補正を上げております。前年度予算並みということで、前年度予算内で抑えたいと思っております。

続きまして、目の2の減債基金でございます。節の25 . 積立金、これにつきましては、先ほどの繰入金の分を農業集落排水事業の減債基金のほうに積み立てる金額でございます。

続きまして、款の3の公債費、項の1の公債費、目の元金、2の利子でございますけれども、元金といたしましては、補正額が314千円、利子といたしましては、減額の633千円になっております。これにつきましては、平成20年度で借換債をいたしましたけれども、その借換債をした関係上で元金がふえまして利子が減ったということで、ここに補正を上げております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

税務課長（白濱博巳君）

こんにちは。私のほうから、議案第52号の上峰町税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

ことし3月末に平成21年度の地方税法の一部改正がされております中で今回の改正につきましては、平成22年1月1日以降の施行分につきましてはの税条例等の改正をさせていただくものでございます。

改正の主な内容といたしましては2点ほどございますが、先ほどの町長さんからの説明にもありましたとおり大きく2点、まず第1点目につきましては、個人住民税の住宅ローンの特別控除関係でございます。2番目といたしましては、土地に係る譲渡所得の控除措置関係でございます。

それでは、お手元に新旧対照表を用意させてもらっておりますが、ごらんになっていただきたいと思いますが、1ページの一番下の附則のところでございますが、（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）関係でございますが、2ページ、それから3ページにかけてでございます。中ほどでございますが、附則第7条の3の2項が今回新たに追加をされておりますが、これにつきましては住宅ローン控除ですが、これが5年間の期限延長となっております。それから、制度の拡充、控除可能額の引き上げでございますが、具体的には、所得税におきまして、住宅借入金等特別税額控除額の適用を有する者が平成21年から平成25年までの間に入居した場合に限り、所得税から控除し切れなかった住宅ローンの控除額につきまして、翌年度分の個人住民税から残額に相当する金額、これは最高97,500円となっておりますが、これを特別控除する内容のものでございます。

それから、これにつきましては給与支払報告書への記載事項というものが改正されておまして、該当者が改めての申告をするというふうな必要はございません。そのまま自動的にってくるものと思っております。それから、この額につきましては、全額国費で地方特例交付金の減収補てん分ということで補てんされるものでございます。

飛びまして、5ページの中ほどをお開き願いたいと思っておりますが、附則の第17条関係でございます。（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）の改正でございますが、租税特別措置法の改正によりまして、条文中ほどに35条の2の第1項が追加されておりますが、今回その特例控除の措置といたしまして、平成21年から平成22年の2年間取得した土地等に係る長期の譲渡所得につきまして、10,000千円を限度といたしまして特別の控除が新たに創設されたものでございます。これにつきましては、5年間以上の所有の期間経過後の適用でございまして、実際には平成27年度の課税からの適用となっているものでございます。

この件につきましては、6ページの中ほどの附則第17条の2で（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）についても同様の適用でございます。

それから飛びまして、9ページをごらんになってもらいたいと思いますが、附則第20条の2の関係でございます。（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）の改正でございますが、この内容につきましては、租税特別措置法の改正によりまして、第41条の14第1項の中で金融商品取引法第2条の第1項第9号に掲げる有価証券の取引ということで、これは外国の金融商品の市場における取引を言うものでございますが、その件につきましても、譲渡所得について課税の特例の対象となるというふうなことでございます。

以上が重立ったものでございまして、そのほかにつきましては文言の変更、先ほど触れましたように住宅借入金等の特別控除の関係で、附則第7条の3の2項が新たに追加されたことによって条文の追加、それから文言等々の整備をするものでございます。

どうかよろしく御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

住民課長（鶴田直輝君）

それでは、私のほうから、議案第53号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての一部改正が行われたことによります国の保育所徴収金 保育料でございますけれども、基準額表の改正が行われたためでございます。

新旧対照表をお手元にあるかと思っておりますので、そちらをお開きお願いしたいと思います。

保育料の徴収基準額につきましては、第1階層から第7階層まででございますけれども、第1階層につきましては、保育料はゼロ円ということになっております。

今回、第2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等に入所している場合につきましては、3番目以降の児童の保育料が、従来、基準額の10分の1でございましたが、今回の国の改正によりましてゼロ円ということになります。これにつきましては、少子化対策と子育て支援の一環という形で、第3番目以降につきましてはゼロ円となるということでございます。

保育所等という定義につきましては、1枚めくってもらいまして、ページを3と打っておりますけれども、中ほどの大きい3でございますけれども、そこに該当する施設といいますが、そこに通っている子供さんがおられる世帯ということになっておりますので、また後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

会計管理者（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第55号 平成20年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定から議案第61号 平成20年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定まで7議案につきまして、決算書を用いまして補足説明をさせていただきます。

お手元の決算書をごらんいただきたいと思います、ページを申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入からでございますが、表の一番下の歳入合計、左のほうの予算現額の箇所から読み上げさせていただきます。

予算現額3,760,704,143円、調定額3,714,171,227円、収入済額3,597,065,098円、不納欠損額はございませんで、収入未済額117,106,129円、予算現額と収入済額との比較、163,639,045円でございます。

続きまして、1ページ飛びまして、10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、予算現額3,760,704,143円、支出済額3,517,037,644円、翌年度繰越額205,019千円、不用額38,647,499円、予算現額と支出済額との比較でございますが、243,666,499円でございます。

表の下段のところに歳入歳出差引残額をお書きしておりますが、80,027,454円となります。このうち翌年度繰越額、繰り越し明許をしておりますので、その金額が80,027,454円の中に7,416千円含まれております。

続きまして、国民健康保険特別会計のほうに移らせていただきます。ページを申し上げますと、178、179ページでございます。

予算現額911,988千円、調定額936,446,047円、収入済額883,837,447円、不納欠損額はございませんで、収入未済額52,608,600円、予算現額と収入済額との比較、28,150,553円でございます。

引き続き、歳出を申し上げます。182ページから183ページでございます。

歳出の合計でございますが、予算現額911,988千円、支出済額785,099,811円、翌年度繰越額はございませんで、不用額126,888,189円、予算現額と支出済額との比較126,888,189円でございます。

歳入歳出差引残額は98,737,636円となっております。

続きまして、老人保健特別会計のほうに移らせていただきます。ページは、220から221ページでございます。

歳入合計を申し上げます。予算現額122,648千円、調定額120,941,690円、収入済額120,941,690円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較、1,706,310円でございます。

続きまして、次ページ、222、223ページをお開きください。

歳出合計でございますが、予算現額122,648千円、支出済額120,822,568円、翌年度繰越額はございません。不用額1,825,432円、予算現額と支出済額との比較1,825,432円でございます。

歳入歳出差引残額は119,122円となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございますが、240ページ、241ページをお開きください。

歳入の合計でございますが、予算現額79,709千円、調定額79,424,624円、収入済額79,340,924円、不納欠損額はございません。収入未済額112千円、予算現額と収入済額との比較でございますが、368,076円でございます。

続きまして、その次のページ、歳出に移らせていただきます。242、243ページでございます。

予算現額79,709千円、支出済額79,000,843円、翌年度繰越額はございません。不用額708,157円、予算現額と支出済額との比較708,157円。

歳入歳出差引残額は340,081円でございます。

続きまして、土地取得特別会計に移らせていただきます。ページ数は256ページ、257ページでございます。

予算現額2,972千円、調定額2,975,836円、収入済額2,975,836円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較3,836円でございます。

続きまして、その次のページ、歳出に移らせていただきます。258ページ、259ページでございます。

歳出の合計でございますが、予算現額2,972千円、支出済額1,481,250円、翌年度繰越額はございません。不用額1,490,750円、予算現額と支出済額との比較1,490,750円でございます。

歳入歳出差引残額は1,494,586円でございます。

続きまして、決算書の順を追いまして、農業集落排水のほうから先に説明させていただきます。ページ数は272ページ、273ページでございます。

予算現額の歳入合計530,284千円、調定額541,227,788円、収入済額535,064,884円、不納欠損額はございません。収入未済額6,162,904円、予算現額と収入済額との比較4,780,884円でございます。

次のページ、歳出に移らせていただきます。274ページ、275ページでございます。

予算現額の合計でございますが、530,284千円、支出済額523,663,725円、翌年度繰越額はございません。不用額6,620,275円、予算現額と支出済額との比較6,620,275円。

歳入歳出差引残額は11,401,159円でございます。

それでは最後に、工業用地取得造成分譲特別会計に移らせていただきます。ページ数は

302ページから303ページでございます。

歳入の合計でございますが、予算現額4,922千円、調定額4,920,864円、収入済額4,920,864円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較、1,136円でございます。

続きまして、その次のページ、歳出に移らせていただきます。304ページ、305ページでございます。

予算現額の歳出合計でございますが、4,922千円、支出済額4,920,700円、翌年度繰越額はございません。不用額1,300円、予算現額と支出済額との比較1,300円。

歳入歳出差引残額は164円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、各会計の事項別明細等につきましては、お手元の歳入歳出決算書を御一読いただきたいと思います。

それでは、決算認定のほどよろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

ないようですので、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうも御協力ありがとうございました。

午後2時58分 散会